

海外へ農林水産物・食品の輸出を目指す皆様へ

# 農林水産物・食品の輸出の維持・回復 に向けた施設整備や機器導入に対する 緊急支援を行います！

「緊急支援補助金※」だからできること

事業費：50万～1億円、補助率：1/2

※令和2年補正予算

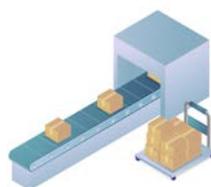
新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した輸出商流の維持・確保、海外ニーズの変化や仕向先転換に対応するため、輸出を行う食品事業者等向けに施設の整備や機器の導入、コンサルや認証取得等に必要な費用を支援します。

## 事業実施計画を作成すれば 緊急支援補助金の活用が可能

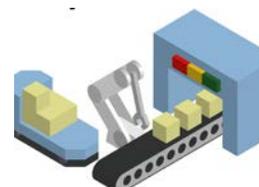
食品製造事業者・加工業者・流通事業者、中間加工業者など、どなたでもご応募いただけます。事業者の規模は問いません。



1. 施設の新設



2. 施設の  
増改築・修繕



3. 機器の導入

※詳細については、裏面（次ページ）を参照下さい。

令和2年度補正予算案で措置予定



# 輸出先国市場の変化に対応した施設・機器の整備を支援

## 活用事例①：輸出先国の消費行動の変化に対応

外食から家庭食へのシフトに対応するため、家庭食向け冷凍食品等の商品製造に必要な、小分け機、カットスライス機器の導入を支援



カット・スライス機の導入



パッキング設備の導入



加工機器の導入

## 活用事例②：物流の停滞等による輸出先国の変更に対応

物流の停滞による輸出先国の変更や輸出先国マーケットの急速な回復に対応するため、新たな輸出先国向けのラベル機の導入やマーケット需要を見据えた製造ラインの増設を支援



多言語ラベル機の導入



保冷库の改修



製造ラインの増設

予算	事業実施主体	概要	事業費	補助率
R 2 補正予算 (輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業)  予算額：24億円 ※都道府県が実施	輸出を行う計画をもつ食品製造業者、食品加工業者、食品流通事業者、中間加工業者など。個別事業者も含む。  (例：肉製品、水産加工品、菓子や卵製品などあらゆる食品の製造・加工業者)	①施設整備事業 輸出先国のマーケットニーズの変化や食品衛生等の規制に対応するために必要な施設の整備(新設、増築、改築及び修繕を含む)及び機器の整備を支援。  【対象施設・機器の例】 新たな製造ラインの新設や改修、保冷库の改修や導入、小分け機やカット・スライス機の導入、家庭消費向け加工機器の導入 ※見学通路についても、輸出先のニーズを満たすために一体となって整備する場合は対象となります。  ②効果促進事業 整備を迅速に行うために必要なコンサル費や認証取得費用、輸出産品や導入する機器の輸送費等、上記①の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な費用を支援。	全体事業費 (①+②) の 上限1億円 下限50万円  ②の事業費は全体の20%以内	1/2

(今後のスケジュール) ※予算成立を前提としたものであり、今後変更の可能性があります。

2020年

4月22日：都道府県等にて要望調査、事業実施計画の提出開始

5月中～下旬：要望調査、事業実施計画の提出 締め切り※1

6月中旬：割当決定、交付決定等※2

※1 要望調査の締切日は各都道府県により異なりますので各都道府県の担当窓口を確認願います。

※2 要望調査実施後、予算配分残が生じた場合は、追加要望調査を実施。

**重要！本補助金の申請にはGFPへ登録が必要です。**

登録に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

農水省 GFP

検索



※申請については整備を行う施設等が所在する都道府県窓口へご連絡願います。(当省HPに都道府県窓口リストを掲載しています。)

資料全体に関する問合せ窓口

**お問合せ先**

**03-6744-7184**

農林水産省 食料産業局  
輸出先国規制対策課

予算に関する資料は、農林水産省HPにも掲載！

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

